

会		議		記		録	
会 議 の 名 称		産業建設常任委員会		会議場所		全員協議会室	
				担当職員		駒田	
日 時	令和6年8月6日（火曜日）			開 議	午前 11 時 00 分		
				閉 議	午前 11 時 59 分		
出席委員	◎林、○片山、法貴、山木、小川、齊藤、木村						
出席理事者	【まちづくり推進部】清水全国都市緑化フェア担当部長 【都市計画課】田中課長、安川開発指導係長 【都市整備課】小西課長 【建築住宅課】数井課長、武内空家対策係長						
出席事務局	吉田事務局長、駒田主任						
傍聴者	市民 0 名	報道関係者 0 名		議員 0 名			

会 議 の 概 要

11:00

1 開議（林委員長あいさつ）

〔事務局日程説明〕

2 行政報告

〔まちづくり推進部入室〕

〔まちづくり推進部長あいさつ〕

（１）「亀岡市宅地開発等に関する条例及び亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に係る基準の改正について

〔都市計画課長 説明〕

11:07

〔質疑〕

<齊藤委員>

基準の改正によってＪＲ駅周辺の活性化が進むのではないかと考えている。９月１日から施行という認識でよいのか。

<都市計画課長>

９月１日施行を目標に事務作業を進めている。

<小川委員>

どのような根拠から数値を設定したのか。

<都市計画課長>

令和元年度から令和５年度の間における市内集合住宅の建設状況を見る中で、敷地内に駐車場を確保しているのが約５０パーセントであった。特にＪＲ駅周辺は敷地も狭いことから有効活用したいという声も多く、世帯用は計画戸数の５０パーセント以上、単身者用は計画戸数の３５パーセント以上として設定した。統計や不動産

事業者からの意見なども鑑みの中で設定しているものである。

<片山副委員長>

資料の中の円の範囲内が今回の改正の適用区域なのか。

<都市計画課長>

そのとおりである。今回の改正では、駅を中心に半径500m以内の基準について定めるものである。

11:11

(2) 空家対策に係る条例等改正について

[建築住宅課長 説明]

11:25

[質疑]

<齊藤委員>

裁判所を通さなくても処分できることになるのかと思うが、所有権は関係ないのか。

<建築住宅課長>

御懸念のとおり所有権の問題もあり、なるべく強制代執行に至らないよう対応していきたいと考えているが、災害等により処分するしかなくなった際などに活用していきたい。

<法貴委員>

空家等管理活用支援法人の指定について、京都府内の他の自治体で支援法人を指定しているところはあるのか。

<建築住宅課長>

京都府内では京都市のみ指定されており、他自治体では予定していないと聞いている。

<法貴委員>

ワンストップで対応いただける事業者を指定いただきたい。これは要望としておく。

<片山副委員長>

支援法人として指定する際には、指定してほしいという事業者側からのアクションが必要なのか。また指定を検討している事業者のイメージはあるか。

<建築住宅課長>

現時点では市として支援法人にどのようなことを対応いただくべきか模索している状況であり、今後事業を精査した上で募集していきたいと考えている。基本的には亀岡市内に事業所があるNPO法人や一般社団法人を想定している。

<片山副委員長>

京都市ではどのような法人を支援法人として指定しているのか。

<建築住宅課長>

以前から京都市と共に活動されていた法人を指定したと聞いている。

11:31

(3) 亀岡運動公園プールの釣り針による事故について

[都市整備課長 説明]

11:35

[質疑]

<法貴委員>

事故後に行った点検作業は、フィッシングパークからプールへの移行期間にも同様の作業を実施したのか。

<都市整備課長>

フィッシングパークは今年5月6日まで営業され、その後水を抜いた上でマグネットローラーや目視も含めた清掃・点検作業を行っていただいた。指定管理者からは今回と同様の作業であると聞いている。

<法貴委員>

配管内のカメラ点検も実施されていたのか。

<都市整備課長>

実施されたと聞いている。

<法貴委員>

フィッシングパークを楽しみにされている方も多いが、子どもがけがをするというのはあってはならないことである。今後同じことが起こらないようにしていただきたい。これは要望としておく。

<木村委員>

フィッシングパークはプールの全エリアで実施しているのか。

<都市整備課長>

流水プールと造波プール、スポーツプールにニジマスを放流されている。スポーツプールと変形プール、幼児プールは一体となっていることから、全てのプールを利用されていることとなる。

<木村委員>

水をろ過する流れとしては、フィッシングパークとプールは同じなのか。

<まちづくり推進部全国都市緑化フェア担当部長>

フィッシングパーク実施時はろ過装置を動かしていない。

<都市整備課長>

今回の調査で流水プールからは一切釣り針が発見されなかった。造波プールとスポーツプールでは個人で持ち込んだ用具も使用できることとなっており、流水プールは指定管理者が貸し出す用具しか使用できないこととなっていた。そのため持ち込まれた用具が原因ではないかとも考えており、それを踏まえて今後の対応を検討していきたい。

<木村委員>

1つでも針が残っているとリスクが大きい。そのリスクを踏まえた上でフィッシングパークを開催すべきかどうか疑問がある。今後事故がないようにお願いしたい。これは要望としておく。

<山木委員>

今回の事故については全国的にも報道されていた。保守点検をしっかりと信託回復に努めていただきたい。市民の方に対する安全性のアピール方法についてどのように考えているのか。

<都市整備課長>

今回のような事故は二度と起こしてはならないと認識しており、指定管理者とも協議している。実施方法や点検方法については市民に対しても広報していきたい。

<山木委員>

広報の方法について想定するものはあるか。

<都市整備課長>

SNSやホームページによる広報を考えている。

<法貴委員>

営業再開後の入場者数は。

<都市整備課長>

営業を再開した8月3日(土)は660人(前週比70%)、8月4日(日)は1,324人(前週比67%)が来場された。

<法貴委員>

山木委員からも指摘があったが、信頼回復に努めていただきたい。

<片山副委員長>

指定管理者のパーク commons は来年度もフィッシングパーク事業を継続したいという意向があるのか。

<都市整備課長>

現段階では未定である。プール閉園後に今後の方針について市と指定管理者で協議していきたい。

<片山副委員長>

まだ方向性は示されていないのか。

<都市整備課長>

そのとおりである。

<小川委員>

昨年度もフィッシングパークを実施されていたが、釣り針の事故はなかった。昨年度と今年度で事業に違いはあるのか。

<都市整備課長>

フィッシングパークは令和3年度から実施されているが、釣り針による事故は今回初めてである。プール開園前の点検では毎年釣り針が出てきている状況もあったので、今後の対策は改めて検討していきたい。

<片山副委員長>

プールを釣り堀と併用されているケースは他の地域でもあるかと思うが、他地域での先進的な取組を調べられる予定はあるか。

<都市整備課長>

先進事例を調査するほか、今年7月に愛知県で同様の事故があったため、そこでの対応についても情報収集を進めていきたい。

<齊藤委員>

フィッシングパークを続けてほしいという思いもあるが、赤字で取り組まれている事業かと認識している。指定管理者と協議の上で、安全性の検証を進めていただきたい。これは要望としておく。

<山木委員>

プールの施設が老朽化しているのではないかと感じる。施設のリニューアルについても検討いただきたい。

<都市整備課長>

老朽化していることは認識しており、今年度は流水プールの起流ポンプの交換を実施予定である。予算の関係もあるが、事故がないような形で取り組んでいきたい。

<まちづくり推進部全国都市緑化フェア担当部長>

目に見えない部分のポンプなどは随時更新している。スライダーのリニューアルに

も取り組みたいとは考えているが、予算の問題もあるため順次対応していきたい。

<木村委員>

施設賠償責任保険としてはどのようなものに入っているのか。

<都市整備課長>

指定管理者であるパークcommonsが賠償保険に加入されている。対人は1人1億円、1事故につき3億円と聞いている。

<木村委員>

交通事故などでも1億円を超える判例は多い。あれだけの施設の保険としては少ないとも感じるので見直していただきたい。これは要望としておく。

<林委員長>

けがをされた子どもとその保護者への対応は。

<都市整備課長>

8歳の男児がけがをされ、けが自体は擦り傷でばんそうこうで対応した。けがされた子どもの友達と、その友達の親御さんと来場されており、けがの程度も小さかったことから連絡先等を教えていただけていない状況である。

11:58

[まちづくり推進部退室]

3 その他

<林委員長>

次回は、9月19日（木）午前10時から、9月議会の議案審査を行うのでよろしくをお願いします。

散会 ～11:59